



各期の金額にそれぞれの納付期限日現在の消費税及び地方消費税を加えた額を納付するものとする（1円未満の端数については、切り捨てる。）。

（貸付料の支払）

第7条 借受人は、前条に定める貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

（電気料金の支払）

第8条 貸付人は、モニター広告の定格消費電力等に基づき1年間の電気料金を算定し、借受人に納入通知書を送付するものとする。

2 借受人は、前項の納入通知書に定める日までに貸付人に電気料金を支払わなければならない。

（延滞金）

第9条 借受人は、前条第2項に規定する納入期限までに貸付料を支払わない場合、納入期限の翌日から支払日までの日数に応じ、公有財産規則第33条第2項及び第3項の規定により計算した遅延利息（損害金）を貸付人に支払わなければならない。ただし、その金額が、1,000円未満であるときは、この限りでない。

（充当の順序）

第10条 借受人が前条に規定する債務の金額及び延滞金を納入すべき場合において、借受人が納入した金額がその合計額に満たないときは、延滞金から充当するものとする。

（契約保証金）

第11条 第7条 借受人は、契約保証金として金 円（貸付料（年額）の100分の10（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）の額）を指定の期日までに貸付人に支払う。

2 前項に定める契約保証金は、損害賠償額の全部又はその一部の金額を予め定めるものとは解釈しない。

3 本契約が終了し、借受人が貸付人に対し、本件土地を明け渡し、保証金返還請求書を提出した場合、貸付人は速やかに契約保証金を返還する。ただし、貸付料、遅延利息、違約金、損害賠償金その他の本契約から生じる借受人の債務の未払額がある場合、貸付人は、その未払額を控除した残額を返還するものとする。

4 借受人は、契約保証金をもって貸付料等の前項に規定する債務の支払いに充てることはできない。また、契約保証金を預託していることを理由として、上記の支払いを拒むことはできない。

5 借受人は、契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し又は質権の設定その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。また、貸付人は、借受人以外の第三者に契約保証金を返還してはならない。

6 第3項に定める契約保証金の返還にあたっては、利息を付さない。

7 奈良市契約規則第23条第2項第3号に該当する者は、このことを証明するものを貸付

人に提出することで契約保証金を免除することとする。

(契約不適合責任)

第 12 条 借受人は、貸付人に対し、貸付物件が種類、品質または数量に関してこの契約の内容に適合しないものであっても、一切の契約不適合責任を負わないものとし、仮受人は貸付人に対し、貸付物件がこの契約に不適合であることを理由として履行の追完、貸付料の減額、この契約の解除または損害賠償請求をすることができないものとする。

(維持保全義務)

第 13 条 借受人は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちに貸付人にその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第 14 条 貸付人は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て借受人の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第 15 条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利又は義務を譲渡し、若しくは担保にすることができない。

(調査等)

第 16 条 貸付人は、貸付物件の使用状況及びモニター広告の管理運営状況について、随時、借受人に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 貸付人は、借受人が提出した報告又は資料に疑義があるときは、自ら調査し、借受人に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 借受人は、正当な理由がなく報告又は資料の提出を怠ったり、調査を拒み、あるいは妨げてはならない。

(違約金)

第 17 条 借受人が、第 3 条、第 15 条又は前条の規定に違反したことにより、貸付人が本契約を解除したときは、借受人は、貸付人に対し、違約金として第 6 条に定める貸付料の 6 か月分に相当する金額を、貸付人が本契約を解除した日から 1 か月以内に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、第 23 条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 18 条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 借受人が、本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 貸付人が、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3) 借受人が、手形、小切手が不渡りになったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。

- (4) 借受人が、差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
  - (5) 借受人が、破産、特別清算、民事再生、会社更正等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。
  - (6) 借受人が、貸付人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
  - (7) 借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めたとき。
  - (8) 借受人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
  - (9) 借受人において、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸付人が本契約を継続し難い事態となったと認めたとき。
  - (10) 貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を借受人が妨げると認められたとき。
  - (11) 前各号に準ずる事由により、貸付人が本契約を継続し難いと認めたとき。
- 2 借受人は、貸付期間にかかわらず、本契約を解除することができる。この場合において、借受人は、本契約を解除する3か月前までに書面で貸付人に通知の上、協議を行わなければならない。
- 3 貸付人が第1項第1号の規定により本契約を解除した場合には、借受人は、本契約による貸付料の100分の10に相当する金額を損害賠償金として貸付人の指定する日までに納付しなければならない。
- (談合その他不正行為に係る解除)

第19条 貸付人は、借受人が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができるものとし、このため借受人に損害が生じても、貸付人は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、借受人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、借受人に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、借受人に独占的状态があったとして独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決（独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (4) 借受人が、公正取引委員会が借受人に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴え

について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 借受人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(6) 借受人の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 貸付人が前項の規定により本契約を解除した場合には、借受人は、本契約による貸付料の100分の10に相当する金額を損害賠償金として貸付人の指定する日までに納付しなければならない。

3 借受人が第1項各号のいずれかに該当する場合には、貸付人が本契約を解除するか否かにかかわらず、借受人は、前項に定める損害賠償金のほか、本契約による貸付料の100分の10以上に相当する金額を損害賠償金として貸付人の指定する日までに納付しなければならない。ただし、貸付人に損害が生じない場合において貸付人が特に認めるときは、この限りでない。

（反社会的集団の排除に係る解除）

第20条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとし、このため借受人に損害が生じても、貸付人は、その責を負わないものとする。

(1) 役員等（借受人が個人である場合にはその者を、借受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 借受人が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、貸付人が借受人に対して当該契約の解除を求め、借受人がこれに従わなかったとき。

(8) 借受人が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（令和11年法律第14号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員であると認められるとき。

2 貸付人が前項の規定により本契約を解除した場合には、借受人は、本契約による貸付料の100分の10に相当する金額を損害賠償金として貸付人の指定する日までに納付しなければならない。

(原状回復)

第21条 借受人は、第4条に規定する貸付期間の満了、又は前3条の規定による解除により本契約が終了するときは、貸付期間の満了（前3条が適用される場合にあっては貸付人の指定する期日）までに貸付物件を原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りではない。

(貸付料の返還)

第22条 貸付人は、第18条第1項第2号の規定により本契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、借受人が貸付物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 貸付人は、第18条第1項各号（第2号を除く。）、同条第2項、第19条又は第20条の規定により本契約が解除された場合には、既納の貸付料は返還しない。

(損害賠償等)

第23条 借受人が、本契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、借受人は、貸付人に対しその損害を賠償しなければならない。

2 貸付人が、第18条第1項第2号の規定により本契約を解除した場合において、借受人に損失が生じたときは、借受人は、貸付人に対し、その補償を請求することができる。

3 貸付人が、人員配置の変更若しくは増改築を伴うレイアウトの変更を行ない又は他の広告媒体を増設した場合に、この契約に基づき設置するモニター広告の広告収入の減少について、借受人は、一切の損害賠償を請求することができない。借受人が、第2条に定める代替地にモニター広告を移設した場合及びその他モニター広告を移設した場合についても同様とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第24条 借受人は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条から第20条までの規定により本契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て借受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第26条 本契約に関して疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、貸付人、借受人協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 本契約に関する訴の管轄は、奈良市役所所在地を管轄区域とする奈良地方裁判所

とする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、貸付人、借受人それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元庸

借受人